

# 八世紀の「蝦夷」認識とその変遷

武廣亮平

Cognition of "Emishi" in the Eighth Century and its Change

はじめに

- ① 「蝦夷」認識の成立とその実態
  - ② 律令における「蝦夷」認識
  - ③ 八世紀前半の「蝦夷」政策とその認識
  - ④ 「俘囚」身分の成立と境界認識
  - ⑤ 「蝦夷」政策の転換と認識の変化
  - ⑥ 陸奥国における「蝦夷」認識の固定化
- 九世紀への展望

## 論文要旨

八世紀に成立した日本の律令国家は、列島内における未服属集団である「蝦夷」を夷狄身分として位置付け、また現在残されている史料も「蝦夷」をこのような理念的な立場から捉えているものが多い。しかしその一方で「蝦夷」という人間集団に対する認識も一定であったとは考えられず、国家によって実際に行なわれる「蝦夷」政策とその展開の中で、「蝦夷」認識も変化していったと思われる。

本論文は八世紀における「蝦夷」認識の変遷を、陸奥国を中心に考察したものである。律令において「蝦夷」は身分的には夷狄・化外人として設定されながらも、最初は百姓身分への上昇も想定された存在であった。大宝令段階では「蝦夷」支配の基本政策は「撫慰」であるが、これは「蝦夷」の百姓化を目的としたものであったと思われる。八世紀の前半はこの「撫慰」（招慰）による百姓化政策が展開されたが、それに対する「蝦夷」社会の抵抗（養老四年・神亀元年）が百姓化の限界を認識させ、それは「蝦夷」≠異質な集団という認識として神亀年間に「俘囚」身分の創出と「近夷

郡」（黒川以北十郡）の成立という形で具体化する。この二つの認識は九世紀まで続くものであり、その意味では「蝦夷」認識の基本的な成立はこの時期に求められるともいえよう。天平宝字年間から行なわれる新たな「蝦夷」政策は、このような認識を前提として行なわれ、この時期の支配政策として展開されるのが「饗給」であると考えられる。従来撫慰≠饗給という理解が一般的であったが、律令国家の「蝦夷」認識とその変化という観点からみても両者は明らかに次元の異なる政策である。さらに「蝦夷」の包摂の論理として「王民」という概念も用いられるようになり、「蝦夷」は理念的には王民化されるべき存在となる。しかしこの政策も「蝦夷」社会を内国化（百姓化）することはできず、逆に境界的地域であった黒川以北十郡において「蝦夷」社会を差別化する動きが「俘囚」の王民化（宝亀元年）という形で現れる。現地における「蝦夷」社会の差別化は、律令国家の「蝦夷」認識も固定化させるのである。